

令和元年東郷町教育委員会11月定例会	
日時	令和元年11月25日（月） 午後1時30分 開会 午後2時10分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 石川 光秋 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 近藤 万友美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 長谷川 光巨 学校教育課長 坂野 丈就 生涯学習課長 都築 英 給食センター所長 水野 美門
会議録作成職員	学校教育課長 坂野 丈就
会議録署名委員	石川教育長 石田委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について (2) 12月議会一般質問について
報告事項	(1) 11月校長会について（学校教育課） (2) 後援名義の使用許可について（学校教育課） (3) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課）
協議事項	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度） に対する評価委員の意見に係る今後の対応について （学校教育課、生涯学習課、給食センター）
議題	議案第49号 牛乳アレルギー対応食提供事業取扱要領の改正について （給食センター） 議案第50号 乳糖不耐症対応食提供事業取扱要領の改正について （給食センター） 議案第51号 令和元年度一般会計補正予算（第5号）に対する意見について （学校教育課、生涯学習課、給食センター）
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 11 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長にお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と石田委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、11 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と石田委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>11 月 8 日（金）に行われました 11 月町内校長会議の報告です。</p> <p>1 不祥事関係で、札幌市の小学校修学旅行で個人情報紛失の事案から、各学校においても教師用しおりの保管や処分について今一度確認してほしいと依頼しました。</p> <p>2 児童生徒関係の事件事故記事の(1) 一宮市小学校で防犯用スプレー誤噴射の事案から、防犯用スプレーだけでなく給食用消毒液等の保管方法や防虫スプレーの使用に注意するように指導しました。</p> <p>今回、4 防災関係を加え、(1)から(7)の内容についてよく調べ、体制の整備・訓練について依頼しました。</p> <p>6 その他の(2) 部活動の外部指導者は保険に加入することから、謝金が無い方も報告が必要であることを伝えました。</p> <p>(3) 事故が 0. 1 %でも起きる可能性がある事案は必ず起きる。管理職として 0 にする努力をしてほしいこと、多くの子供の命を預かっている責任者としてリスク管理の一層の推進を依頼しました。</p>
教育長	<p>次に、11 月 11 日(月)に行われました第 2 回愛知県町村教育長協議会 報告です。</p> <p>1 会長挨拶で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティースクールをやらないと放課後子ども教室の補助金が切られることや働き方改革が急速に進んでいるが、教育で大切にしたいことを見失わないようにしたい。との話がありました。 <p>2 研修講話として、「義務教育等に関する今日的課題について」 愛知県教育委員会 義務教育課長 伊藤克仁 氏から(1)から(8)の話がありました。どれも大切な課題として取り組むべき内容でした。</p> <p>4 協議の報告事項では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東海北陸の発表で、学校の合併、統廃合やその後の校舎の利用の発表が多くあった。少子化問題が深刻になっている。との報告がありました。 <p>5 その他では、コミュニティースクールと放課後子ども教室の関係で情報交換を行いました。</p>

教育長	次に、12月議会一般質問についてです。 町議会議員から、一覧のとおり、一般質問が提出されました。
教育長	教育長からの報告は以上です。 質問がありましたらお願いします。
委員	愛知県町村教育長協議会の報告事項で、教員の在校時間が減っているとのことですが、本町の状況はどうですか。
教育長	資料を持っていないため、具体的な数字は言えませんが、毎月各学校から提出される報告書により、減っていることを確認しています。 減らそうと思えば減らすことは可能と思いますが、その分だけ活動内容の大幅な見直しなど、子どもへの影響が出るのではないかと懸念しています。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	(1) 11月校長会について ア 11月5日(火)に、東郷町民会館において、東郷町小中学校音楽発表会を行いました。今年度は、小学校のすべての学校で6年生が、中学校のすべての学校で3年生が発表しました。どの学校も、最上級生として、また学校の代表として大変ふさわしい合唱の披露でした。 イ 10月26日(土)、27日(日)の2日間日程で、東郷町小学校球技大会を行ないました。どの学校も日頃の練習の成果を発揮し、熱戦の末、男子のサッカー、女子のバスケットボール共に兵庫小学校の優勝となりました。なお、準優勝は、サッカーが諸輪小学校、バスケットボールが音貝小学校という結果でした。 ウ 10月31日(木)に、東郷町企業マップ及び寄贈型私募債発行記念品贈呈式がありました。3中学校で企業見学を希望した生徒たちが、町内にある企業の魅力を紹介するために企業を訪れ、取材・研究等を行い、「企業マップ」を作成しました。それに対して、東郷中学校が大型時計を、春木中学校が除塵マット等を、諸輪中学校がテント等をそれぞれ寄贈していただきました。 エ 11月中に4つの小学校で避難訓練を行っています。地震や不審者を想定した訓練のほかに、火災を想定した訓練では「煙体験」を実施した学校もありました。「自分の身は自分で守る」を体感して学ぶ訓練となっています。 オ すべての中学校で、11月前半に第2回の進路説明会を行いました。公立高校の入試制度が変更されてから2年が経つこともあり、大きな混乱や問題もなく進めることができています。11月29日(金)には、3中学校とも3年生の実力テストがあり、「進路」もいよいよ大詰めの時期となっています。 カ 先週までにすべての小学校で、令和2年4月入学予定の子どもたちを対象に就学時健康診断を行いました。どの小学校においても、特に問題もな

	<p>く実施されました。外国籍の子どもとその保護者への対応で、9月に購入した音声翻訳機がとても役にたちました。なお、来年度の町内全体の小学校入学予定者数は433名で、今年度より36名減となる見込みです。</p>
学校教育課長	<p>(2) 後援名義の使用許可について 資料1ページをご覧ください。</p> <p>10月16日から11月15日までの間で、事業名で、「第4回みんなのハッピーカーコンクール」と「第18回アイ・モール三好ロボットコンテスト」の2件について、過去に許可したものと同様の申請内容でしたので専決処分を行いました。</p>
学校教育課長	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について 資料2ページをご覧ください。</p> <p>10月16日から11月15の間での認定者はありませんでした。現在の状況は191名のままとなっています。</p>
教育長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>質問・意見なし</p>
教育長	<p>質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>次に日程第5、協議事項に入ります。</p> <p>教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（平成30年度）に対する評価委員の意見に係る今後の対応について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>教育部の30年度の事業結果について、点検評価委員2名からご意見をいただいた内容に対しまして、所管課においてその対応を資料のとおり回答させていただき予定ですのでご承知ください。</p> <p>現在、来年度の予算計画を立て、必要な予算を要望する時期ですが、スクールソーシャルワーカーの増員要望については、実施計画において要望しているところです。</p> <p>具体的には、回答対応策欄に記載のとおりです。県に対し、人件費への補助金の増額要望、また、スクールソーシャルワーカーに助言等を行える経験と知識を兼ね備えたスーパーバイザーの配置について検討していきます。</p> <p>それ以外については、長いスパンで対応を検討していきたいと考えています。</p>
生涯学習課長	<p>資料5ページ、6ページをご覧ください。</p> <p>回答・対応策等についてはご覧のとおりでございます。</p> <p>この内、図書館管理運営事業につきましては、図書館利用者の増加を目的に、今年度から、愛知県環境学習施設等連絡協議会（AELネット）に新規加入し、スタンプラリーや調べ学習の場としても活用していただいております。また、町立保育園の全園児及び小学校低学年の児童を対象に年3回配布しております、図書館だより KIDS版の配布回数を1回増やし、10月にも配布することとしました。さらに7月から小学校高学年の児童及び全中学校の生徒に対し</p>

	て、図書館だよりの通常版を配布しております。今後も図書館管理運営事業のPRに努めて参ります。
給食センター所長	既に、今年度は食物アレルギー対応食の提供などを行いました。これからも、より良い学校給食の実現に努めていきたいと考えています。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	スーパーバイザーとは、どのような立場の人ですか。
	臨床心理士、社会福祉士その他これらに類する国家資格を有する者で、教育相談及び学校教育全般に関する識見を有し、高い指導力を有する者のことを言います。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で協議事項を終わります。 次に日程第6、議題に入ります。 議案第49号 牛乳アレルギー対応食提供事業取扱要領の改正について、事務局の説明をお願いします。
給食センター所長	43ページの議案の概要をご覧ください。 改正理由といたしまして、この案を提出するのは、事務手続きの簡素化を図るため、必要があるからでございます。 主な改正内容といたしまして、3項目を挙げております。 一つ目は、新入学、転入等に伴う申請を明確化することです。 11ページの新旧対照表をお開きください。 改正後の欄のウとエをご覧ください。 ウについて、牛乳アレルギーの対応食の提供を決定したときは、学校長及び保護者宛てに決定通知書を通知することについて明記したものでございます。改正前では対応する条項はなく手続きについての記載がされておりました。 次に、エについて、対応食の提供時期についてです。改正前ではウの条項になります。 改正前では、原則として対応食の提供を決定した日の翌月の給食初日より実施するとの記載となっており、新入学、転入等の対応についての記載がありませんでしたので追加いたしました。 なお、実務上の手続きには変更はありません。 二つ目は、事務手続きの簡素化を図るため、継続手続きを廃止することです。これまでは、新規手続き後、翌年度以降も引き続き豆乳の提供が必要な児童生徒につきましては、毎学年末までに継続手続きの書類を提出していただきましたが、この継続手続きを廃止し、毎回開始手続きの書類を提出していただくことといたしました。 三つ目は、その他所要の規定を整備すること、です。 こちらは、文言の見直し、句読点、元号に対応した変更などの整備をいたしました。 施行期日は 令和元年12月1日からでございます。

教育長	説明が終わりましたので、議案第49号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第49号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第49号については可決します。 次に、議案第50号 乳糖不耐症対応食提供事業取扱要領の改正について、事務局の説明をお願いします。
給食センター所長	<p>77 ページの議案の概要をご覧ください。</p> <p>改正理由といたしまして、この案を提出するのは、事務手続きの簡素化を図るため、必要があるからでございます。</p> <p>主な改正内容といたしまして、3項目を挙げております。</p> <p>一つ目は、新入学、転入等に伴う申請を明確化することです。</p> <p>46 ページの新旧対照表をお開きください。</p> <p>改正後のエをご覧ください。</p> <p>エについて、対応食の提供時期についてです。改正前もエの条項になります。改正前では、原則として対応食の提供を決定した日の翌月の給食初日より実施するとの記載となっており、新入学、転入等の対応についての記載がありませんでしたので追加いたしました。</p> <p>なお、実務上の手続きには変更はありません。</p> <p>二つ目は、事務手続きの簡素化を図るため、継続手続きを廃止することです。これまでは、新規手続き後、翌年度以降も引き続き豆乳の提供が必要な児童生徒につきましては、毎学年末までに継続手続きの書類を提出していただいておりますが、乳糖不耐症は改善されることはないことや添付する書類（医師の診断書等）の取得に費用が掛かることから、継続手続きを廃止し、中学校卒業まで新規手続きの書類をもって対応食の提供を継続することといたしました。</p> <p>三つ目は、その他所要の規定を整備することです。</p> <p>こちらは、文言の見直し、句読点、元号に対応した変更などの整備をいたしました。</p> <p>主なものとして、給食費について、改正前では豆乳を提供することによる差額分の負担について明記がされていませんでしたので、差額分を町が負担することを明記することといたしました。</p> <p>施行期日は 令和元年 12 月 1 日からでございます。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第50号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、採決に入ります。 議案第50号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めま

	す。
委員	挙手全員
教育長	<p>全員賛成ですので、議案第50号については可決します。</p> <p>次に、議案第51号 令和元年度一般会計補正予算（第5号）に対する意見について、事務局の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>資料78ページをご覧ください。</p> <p>予算案に対する意見</p> <p>令和元年度一般会計補正予算（第5号）に対し、東郷町教育委員会として意義ありません。</p> <p>予算案 別紙のとおり</p> <p>説明 この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くため必要があるからです。</p> <p>学校教育課所管分について説明します。</p> <p>80ページ3節職員手当等の合計46万6千円は人事秘書課通知による職員人件費に係る補正です。</p> <p>次に82ページ1節報酬の57万2千円は、外国語指導助手の報酬です。</p> <p>今年度任用した2名の外国語指導助手の来日が、想定よりも早く、それに伴い報酬の支給開始時期も早まったことから、報酬支給額総額が当初予定額を上回るためです。</p> <p>学校教育課所管分は以上です。</p>
生涯学習課長	<p>83 ページをご覧ください。</p> <p>10款4項1目 社会教育総務費 を 全体で 66万6千円 増額するものでございます。</p> <p>これは、9月27日から産前休暇を取得した職員に代わり配置した臨時職員につきまして、産後休暇の終了日以降も、育児休業による任期付け職員が配置されるまでの間、引き続き雇用するため、7節 賃金 を 予算措置するとともに、人事秘書課からの通知による補正分と合わせて計上するものでございます。</p> <p>この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くため必要があるからでございます。</p> <p>生涯学習課所管分は以上です。</p>
給食センター	<p>84 ページ、85 ページをご覧ください。</p> <p>給食センターでは、人件費の補正のみです。</p> <p>今年の4月の人事異動による調整分及び10月からの人員増に伴うものです。</p> <p>給食センター所管分は以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第51号について審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	<p>質問もないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第51号について、原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。</p>

委員	挙手全員
教育長	全員賛成ですので、議案第51号については可決します。 11月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これをもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。